平成２２年（フ）第３８５号
静岡市葵区上土１丁目17番79号
債務者　塩浦由美子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８９号
静岡県焼津市西小川３丁目12番地の８　フォーチュン102、旧住所静岡県焼津市西小川２丁目３番地の７　リベルテイシダ105
債務者　長谷川清香（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０９号
静岡県島田市道悦３丁目23番32号
債務者　齋藤　一成
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７６号
静岡市清水区蒲原４丁目１番10号
債務者　森　　広行
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２１号
静岡県富士市伝法2346番地の１メゾンスズキＡ―203号、前住所静岡県富士市天間1550番地の13
債務者　舛田　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１２２号
静岡県富士市伝法2346番地の１メゾンスズキＡ―203号、前住所静岡県富士市天間1550番地の13
債務者　舛田　　学
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５６３５号
大阪市鶴見区今津中３丁目５番１―313号
債務者　正﨑　政美
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３０７号
大阪府門真市大池町４番７―307号
債務者　松田奈津美
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６１４号
大阪市北区太融寺町２番10―1101号
債務者　榊理奈こと　榊　　涼
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１４５号
横浜市金沢区六浦４丁目13番24号　岩沢荘１階Ｆ号室
債務者　礒飛　祐二
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３１号
神奈川県藤沢市善行１丁目20番地の13　ドエル大久保Ｄ
債務者　荻原　和代（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５０号
横浜市港北区富士塚２丁目20番13号　まるきアパート202
債務者　堺　　裕明
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９７号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区１棟510号
債務者　荒川　　純
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０７号
横浜市南区中村町２丁目114番地５　サンリバーＫ―103号室
債務者　赤根　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０５号
横浜市金沢区堀口21番４号　ドエル能見台102
債務者　江守　育代
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部